

生野区生涯学習関連施設連絡会設置要綱

(設置目的)

第1条 区において実施する生涯学習関連事業に関し、区役所、事業所等の連絡調整を円滑にし、区における生涯学習施策の総合的で効果的な推進を図るとともに、区民の生涯学習活動の振興を支援することを目的として生野区生涯学習関連施設連絡会（以下「施設連絡会」という）を設置する。

(事業の調整)

第2条 施設連絡会において、事務局は区における生涯学習施策の総合的で効果的な推進を図るため、必要な調整を行うこととする。

区役所、事業所等は、相互の連絡調整を緊密に行い、区における生涯学習施策の推進に努めることとする。

(区行政連絡調整会議等の連携)

第3条 施設連絡会は、目的の達成のために、区行政連絡調整会議等と連携を図り、必要な調整を行うこととする。

(所掌事務)

第4条 施設連絡会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 生涯学習に関する資料・情報の交換
- (2) 各施設の関連団体・グループ・サークル活動の把握と相互交流
- (3) 生涯学習事業の調整および研究・開発
- (4) その他、生涯学習施策の推進に関する必要な事項

(組織)

第5条 施設連絡会は、別表に掲げる施設の職員で構成する。

2 その他、施設連絡会が適当と認める者。

(会議)

第6条 施設連絡会は、4月、1月については第2水曜日、7月、10月については第1水曜日に開催し、各施設の実務担当者が出席する。ただし、構成施設から開催要望があれば、臨時に開催することができる。

(事務局)

第7条 事務局は、区役所地域まちづくり課に置く。

- 附則 1 この設置要綱は、平成14年3月8日から施行する。
- 附則 2 この設置要綱は、平成14年6月14日から施行する。
- 附則 3 この設置要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 附則 4 この設置要綱は、平成17年4月13日から施行する。
- 附則 5 この設置要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 附則 6 この設置要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 附則 7 この設置要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 附則 8 この設置要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 附則 9 この設置要綱は、平成24年10月2日から施行する。
- 附則 10 この設置要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 附則 11 この設置要綱は、令和2年7月1日から施行する。
- 附則 12 この設置要綱は、令和5年7月1日から施行する。

別 表

施設名	住所	電話番号
生野区役所	勝山南 3-1-19	6715-9743
生野区民センター	勝山北 3-13-30	6716-3020
生野図書館	勝山南 4-7-11	6717-2381
生野スポーツセンター	翼 西 1-1-3	6758-4500
生野区老人福祉センター	勝山南 4-7-35	6712-2228
生野区子ども・子育てプラザ	翼 北 2-4-16	6752-8000
生野屋内プール	桃 谷 3-8-18	6731-7381
生野区在宅サービス センターおかちやま	勝山北 3-13-20	6712-3101